

社会福祉法人出水市社会福祉協議会定款施行細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、社会福祉法人出水市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第47条の規定により、本会の管理運営及び業務の執行について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 評議員会

(招集の手続)

第2条 会長は、評議員会を招集する場合は、理事会の決議によって、次の事項を定め評議員会を招集する。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項
- (3) 評議員会の議案の概要

2 会長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

3 前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合

4 前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第1項各号に掲げる事項（以下「招集通知」という。）を定めなければならない。

(招集の通知)

第3条 会長は、評議員会を招集する場合は、会日の7日前までに、招集事項を記載した書面をもって各評議員に通知をしなければならない。

2 会長は、前項の書面による通知に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

(理事等の説明義務)

第4条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該事項について説明をするため調査を必要とする場合（次に掲げる場合を除く。）

ア 当該評議員が当該事項について説明を求める旨を本会に通知したのが、評議員会の日より相当の期間前である場合

イ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

(2) 当該事項について説明をすることにより本会その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

(3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

(4) 前各号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(開会)

第5条 会長は、会日の定刻にいたり、出席した評議員の数を確認し、定数に定めた評議員会の成立及び議決の定足数を充足したことを確認したのち開会を宣するものとする。

(議事録)

第6条 理事会議事録には、社会福祉法施行規則第2条の15第3項及び第4項に規定する事項を記載し、提出議案書を添付しなければならない。

2 議事録は、主たる事務所は評議員会の日から10年間、従たる事務所はその写しを評議員会の日から5年間、備え置かなければならない。

第3章 理事会

(招集手続)

第7条 会長は、毎事業年度5月、及び3月に理事会を招集しなければならない。

2 会長は、必要と認めるときは、臨時に理事会を招集することができる。

3 会長は、理事会を招集するときは、招集の日時、場所及び会議に付すべき事項を、会日の7日前までに書面をもって各理事に通知しなければならない。

4 前項の書面には、提出議案書を添付しなければならない。

(開 会)

第8条 会長は、会日の定刻にいたり、出席した理事の数を確認し、定数に定めた理事会の成立及び議決の定足数を充足したことを確認したのち開会を宣するものとする。

(関係者の出席)

第9条 議長は必要あるときは、職員等関係者の出席を求め、運営状況等必要事項について説明させることができる。

(議事録)

第10条 理事会議事録には、社会福祉法施行規則第2条の17第3項及び第4項に規定

する事項を記載し、提出議案書を添付しなければならない。

(欠席理事への議案書の送付)

第11条 会長は、理事会に欠席した理事に、理事会における審議の概要及び議決結果を記載した書面を理事会終了後14日以内に送付しなければならない。

第4章 監事

(監査報告の作成)

第12条 監事は、社会福祉法第45条の18及び本会定款第22条の規定によりその職務を行なったときは、監査の概要及び意見を付した監査報告を作成し、署名捺印して監査終了後7日以内に会長に提出し、理事会、評議員会及び出水市長に報告するものとする。

第5章 役員・評議員

(役員・評議員の就任手続)

第13条 選任された役員及び評議員は、就任承諾書及び履歴書を会長あてに提出しなければならない。

第6章 事務局

(事務局の分掌事務及び職員の職務)

第14条 本会に本所・支所の事務局を置き、その事務分掌は会長が別に定める。

第7章 事務執行

(事務の専決)

第15条 本会定款第27条第1項ただし書に規定された会長専決である日常の軽易な業務については、次のとおりとする。

- (1) 事務局長の任免その他重要な人事を除く職員の任免に関すること。
- (2) 職員の日常の処遇、労務管理及び福利厚生に関すること。
- (3) 債務の免除・効力の変更のうち、当該処分が本会に有利であると認められるものその他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、本会運営に重大な影響があるものを除く。
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内に関すること。
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次の範囲に関すること。
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。

- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は、修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は、廃棄に関する事。ただし、本会運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- (8) 予算上の流用及び予備費の運用。
- (9) 寄付金の受け入れに関する事。ただし、本会運営に重大な影響があるものを除く。
なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

第8章 その他

(秘密の保持)

第16条 本会の評議員選任・解任委員、評議員、役員（以下「役員等」という。）及び役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

附 則

この細則は、平成18年3月13日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月 1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月 1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年6月 1日から施行する。